

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構 殿

総務省国際戦略局国際戦略課

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第 39 条に定める立入検査におけるデジタル技術の活用について（通達）

令和 3 年 11 月に設置されたデジタル臨時行政調査会において、令和 3 年 12 月に全ての改革（デジタル改革、規制改革、行政改革）に通底する「デジタル原則」が策定され、同原則を踏まえた国が定める法律、政省令、通知・通達、ガイドライン等について、令和 4 年 6 月に一括見直しプランが策定された。

当該プランでは、「人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制」についても、デジタル技術を活用したアナログ規制の見直しが求められているところ、当該プラン及び同プランの実施に向けて作成した工程表を踏まえ、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成 27 年法律第 35 号。以下「機構法」という。）についても、デジタル化の取組を促進するため、下記のとおり解釈を明確化することとする。

## 記

機構法第 39 条に定める立入検査については、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用して帳簿、書類その他の物件に係る情報を収集し行うものを含むものとする。

なお、活用可能性のある技術については、今後デジタル庁が整備するテクノロジーマップを参照すること。

以上

(公印・契印省略)

【参考 1】株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成 27 年法律第 35 号）（抄）

（報告の徴収等）

- 第 39 条 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
  - 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

【参考 2】デジタル原則等のデジタル臨時行政調査会における決定事項等について

<https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research/>